

# 令和4年度石川県ひきこもり支援拠点（加賀地区・能登地区）事業に係る 業務委託公募型プロポーザル募集要領

## 1 趣旨

石川県では、令和4年度石川県ひきこもり支援拠点（加賀地区・能登地区）事業を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の目的

県内全域で均一したひきこもり支援が行き届くよう、現在の金沢に加え、加賀地区や能登地区にも、新たなひきこもり支援拠点を設置し、個別相談、訪問支援、居場所づくりなど、段階に応じた切れ目のない支援が提供できるよう、官民が連携した支援体制を構築する。

## 3 業務の概要

### （1）加賀地区

#### ①業務の名称

令和4年度石川県ひきこもり支援拠点事業に係る業務委託（加賀地区）

#### ②業務の概要

「令和4年度石川県ひきこもり支援拠点事業に係る業務委託（加賀地区）仕様書」のとおり

#### ③契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### ④委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### （2）能登地区

#### ①業務の名称

令和4年度石川県ひきこもり支援拠点事業に係る業務委託（能登地区）

#### ②業務の概要

「令和4年度石川県ひきこもり支援拠点事業に係る業務委託（能登地区）仕様書」のとおり

#### ③契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

#### ④委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 4 スケジュール（予定）

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| (1) 公告             | 令和4年7月 5日（火） |
| (2) 質問票提出期限        | 令和4年7月12日（火） |
| (3) 参加申込書等提出期限     | 令和4年7月22日（金） |
| (4) 参加資格審査に基づく結果通知 | 令和4年7月29日（金） |
| (5) 企画提案書等提出期限     | 令和4年8月 5日（金） |
- ※企画提案書の審査については、別途参加者に日程等を連絡
- |               |          |
|---------------|----------|
| (6) 選定結果通知・公表 | 令和4年8月下旬 |
| (7) 契約の締結     | 令和4年8月下旬 |

#### 5 プロポーザル参加資格

参加者は、以下の要件をすべて満たしていること

- (1) 法人格を有し、石川県内に活動拠点を有している団体であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと
- (3) 石川県から競争入札の指名停止または見積合わせへの参加又は排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止又は参加排除期間中にある者でないこと
- (4) 参加申込書及び企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす）
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること
- (7) 次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること
  - ①役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ）である者
  - ②暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ③役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力、又は関与している者
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 石川県の納税義務を有する者にあつては、当該県税全般について、未納がない者であること

## 6 質問の受付及び回答

募集要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次により提出すること。

### (1) 提出期限

令和4年7月12日（火）午後5時必着

### (2) 提出方法

質問書【様式1】をFAX又は電子メールにより提出し、送付後必ず電話で着信確認を行うこと。

件名は「ひきこもり支援拠点（加賀地区・能登地区）事業業務委託募集への質問」とすること。

### (3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 石川県庁行政庁舎9階

石川県健康福祉部障害保健福祉課 医療支援グループ

TEL：076-225-1427 FAX：076-225-1429

メールアドレス：shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp

### (4) 質問の回答

電子メール

なお、募集要領及び仕様書等の補足事項として、周知の必要があると認められる場合は、公募型プロポーザル参加申込書提出者に周知する。

### (5) 留意事項

企画提案書の審査に係る質問、電話での質問は受け付けない。

## 7 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

### (1) 提出期限

令和4年7月22日（金）午後5時必着

### (2) 提出書類及び部数

①公募型プロポーザル参加申込書【様式2】〈1部〉

②誓約書【様式3号】〈1部〉

③事業者概要書【様式4】〈10部〉

※直近3ヵ年（令和元～令和3年度）の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等も提出すること。

④法人の登記事項証明書（提出日において3ヵ月以内に発行されたもの）  
原本〈1部〉

⑤石川県が発行する納税証明書〈1部〉

※石川県の県税の納税義務を有する者のみ提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「ひきこもり支援拠点（加賀地区・能登地区）事業業務委託関係書類在中」と朱書きすること

(4) 提出先

上記6（3）に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 参加資格の審査

①参加希望者は、上記（2）の提出書類を提出し、参加資格があることの審査を受けなければならない。

②審査の結果は別紙1により通知する。

なお、参加資格を満たしていると判断された者については、企画提案書等の提出を要請する。

③審査の結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記②の通知を受けた者のうち、参加資格がないと判断した者については、その判断理由を付すものとする。

(6) 参加の辞退

参加申込書【様式1】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式5】を提出すること。

## 8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和4年8月5日（金）午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

①企画提案書〈正本1部、副本9部〉

ア 企画提案書は、A4又はA3横、横書き、左綴じとし、表紙に「石川県ひきこもり支援拠点（加賀地区・能登地区）事業業務委託提案書」と記載すること。正本は余白に法人名を表示し、副本には企画提案書内に法人名を表示しないこと。

イ 企画提案書には、次に示す事項を盛り込むこと。

- a ひきこもり支援拠点業務に対する基本方針や円滑な事業運営の案
- b 類似事業の実績

- ・ひきこもり状態にある本人や家族の支援に関する相談実績
  - ・訪問支援に関する実績（訪問件数、対応事例、支援機関との連携事例等）
  - ・その他ひきこもり状態にある本人及びその家族への支援として行っている事業等
- c 支援拠点の設置場所、面積、設備、事務用品等  
※図面を添付すること
- d ひきこもり支援コーディネーターの配置計画、氏名、主な資格及び経歴等について
- e 支援内容の詳細について
- ・電話、来所及び訪問支援の方法
  - ・本人を相談支援に繋げるための支援の内容
  - ・本人を居場所に繋げるための支援の内容
  - ・就学又は就労等自立に関する支援の内容
  - ・居場所づくりの開所場所やその方法について
  - ・利用促進につながるための広報活動について
- f 地域支援ネットワークの構築について
- ・市町やひきこもり支援機関等との個別事例への連携や、地域の関係機関のネットワーク形成等についての必要性や考え方、その手法
- g 管理運営体制について
- ・個人情報管理、取扱い
  - ・契約等の各種事務、経理事務の体制
  - ・経営上の管理体制等
- h 業務を円滑に運営するための具体的な運営計画について
- i 事業効果を高めるための方策について

②価格提案書（様式任意） 〈1部〉

※必要となる経費の内訳と積算を記載

(3) 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「ひきこもり支援拠点（加賀地区・能登地区）事業業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記6（3）に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

・提出できる企画提案書は1案とする。

- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

## 9 企画提案書の審査

企画提案書の審査については、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより実施する。

なお、企画提案書の提出者が多数となった場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。

### (1) 日時及び会場

企画提案書提出者に対し、別途通知する。

### (2) 実施方法

- ①説明者は1提案あたり3名以内とする。
- ②プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づき、30分以内とする。
- ③パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンテーションを行う場合は電子データを事前に用意し、事務担当宛てに実施日前日までに電子メールで送付すること。
- ④準備する電子データに関しては、企画提案書に沿った内容とすること。
- ⑤審査会場にはスクリーン、プロジェクター、パソコンを準備するが、操作環境上提案者が持参する機器等を用いる場合には予め相談すること。なお、提案者が持参する機器等を用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間に含むものとする。
- ⑥プレゼンテーションに係る選定委員からの質問に対しては、簡潔な説明に努めること。なお、質疑応答時間は15分以内とする。
- ⑦プロポーザル参加者は、他の参加者のプレゼンテーション、ヒアリングを傍聴することはできない。

## 10 選定方法

- (1) 別紙「評価基準」に基づき、「ひきこもり支援拠点支援事業に係る業務委託先候補者選定委員会（以下「選定委員会」という）において、審査を行うものとし、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (2) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（200点×評価する選定委員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (3) 審査は非公開で行う。

#### (4) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ・ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ・ 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・ 募集要領に適合しない書類を作成すること
- ・ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・ プレゼンテーションに参加しないこと
- ・ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### 1.1 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して、別紙2又は別紙3により参加者に通知するとともに、業務委託先候補者を石川県ホームページに掲載する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

### 1.2 契約の締結

(1) 石川県は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であるとした者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等において、契約の締結を行わないことがある。

なお、採択された事業計画・事業提案は、石川県との協議により修正・変更を行う場合がある。

(2) 上記1.0により最優秀提案者として選定されたものが、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(3) 契約書の作成に必要な経費は、委託者と受託者双方の負担とする。

### 1.3 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除することを妨げないものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

### 1.4 著作権等

(1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利はすべて委託者に無償で譲渡するものとする。

ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認めた構成素材の

うち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りでない。

- (2) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。

## 15 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。

ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。この場合、事前に事務局に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

## 16 その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を石川県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。

県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

- (5) 本企画提案の参加により、石川県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (6) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (7) 募集要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の石川県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。